岐南町へ転入された方へ



手続きはお済みですか?

区分	岐南町での手続き	備考	担当課
印鑑登録	登録する印鑑本人確認できるもの(運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの公的証明書)登録手数料300円	代理人が宿出をする場合は、代理人の印鑑・本人確認できるもの・印鑑 代理人選任届が必要となります。詳しくはおたずねください。	
住民基本台帳カード	・住民基本台帳カード	カードの裏面に住所を記載し、継続利用の手続きが必要です。	
公的個人認証 サービス	マイナンバーカード印鑑	署名用電子証明書の発行手続きを行います。	住民課
マイナンバーカード (個人番号カード)	・マイナンバーカード	カードの表面に住所を記載し、カードの継続利用手続を行います。 ※90日以内に手続きをされないと 失効するため、再交付手続き(有料) が必要となります。 また、前住所地でマイナンバーカー ドの申請をされていてカードを受 け取っていない方は再度申請をし ていただく必要があります。	1階1番窓口
防災無線機の貸出	希望された方に貸出します。	貸出機器ですので、転出時には返却 をお願いします。	
国民健康保険(被保険者)	・印鑑・資格喪失証明書 (職場の健康保険をやめて加入の方)	前市町村で国保に加入していた方で、当町でも引続き国保加入を希望 される方は手続きしてください。	
国民年金	・印鑑・基礎年金番号が確認できるもの・資格喪失証明書(離職時)	会社を辞めたときは、手続きが必要です。	
介護保険 (被保険者)	• ED鑑	介護認定を受けている方は、受給資格証明書を添付して手続きしてく ださい。	保険年金課 1階2番窓口
介護保険(認定者)	• 受給資格証明書	認定者(要支援・要介護)は、手続きが必要です。	
後期高齢者医療	被保険者証(県内市町村→当町)負担区分証明書(県外→当町)	全住所地が県内の場合、前住所地の被保険者証を提出してください。前住所地が県外の場合、前住所地の負担区分証明書を提出してください。	
身体障害者手帳・療育 手帳・精神保健福祉手 帳をお持ちの方	・印鑑・障害者手帳・マイナンバーを証明する書類	障害者手帳の住所変更が必要となります。なお、前市区町村で手当てを受給されていた方はお申出ください。	福祉課
福祉医療(子ども)	・印鑑 ・子どもの健康保険証・申請者名義の預金通帳・マイナンバーを証明する書類	中学3年生までのお子さんにかか る医療費のうち、保険診療による自 己負担額が助成対象となります。	1階3番窓□

区分	岐南町での手続き	備考	担当課
福祉医療 (重度・父子・母子等)	・印鑑 ・請求者名義の預金通帳・健康保険証 ・所得課税証明書・障害者手帳(重度医療のみ)・マイナンバーを証明する書類	所得制限等があります。 (詳しくはおたずねください。)	福祉課1階3番窓口
児童手当	・印鑑 ・本人確認書類・マイナンバーを証明する書類・請求者名義の預金通帳・請求者の健康保険証または、 年金加入証明書	中学3年生までのお子さんが対象となります。 (公務員の方は勤務先で手続きをしてください。)	
児童扶養手当	・印鑑 ・児童扶養手当受給資格者証 (前住所地)・マイナンバーを証明する書類・本人確認書類・申請者名義の預金通帳・住居の賃貸借契約書(該当者のみ)	転入届が必要です。状況により、そ の他の書類をご提出いただく場 合があります。	
保育施設	・印鑑 ・勤務証明書・マイナンバーを証明する書類	事由によって添付書類が異なりま すのでご確認ください。	健康推進課 1階4番窓口
幼児教育無償化(幼稚園等)	・ 印鑑・ マイナンバーを証明する書類	事由によって添付書類が異なりま すのでご確認ください。	
学童保育	・印鑑 ・勤務証明書・本人確認書類	事由によって添付書類が異なりま すのでご確認ください。	
妊娠中または、未成年 のお子さんをお持ち の方	・母子手帳・前住所地の妊婦健診受診票 (妊婦で前住所地の受診票が残っている 方)	妊婦健診受診票の交付、予防接種等 手続きが必要です。	
原動機付き自転車のナンバー交付	• 印鑑 • 運転免許証 • 廃車証明書 • 自賠責保険証書	事前に、前住所地で廃車手続きを済ましてください。	税務課2階2番窓口
飼い犬の登録	・鑑札(前市町村発行のもの)	 住所変更の手続きが必要です。 	経済環境課
狂犬病の予防注射	3月までに飼い犬の登録を済まされますと、春の集合予防注射のお知らせハガキが運送されます。	生後91日以上の犬は、登録と年1 回の狂犬病予防注射が必要です。	2階3番窓口
町立小中学校に転入する児童・生徒の転校	• 印鑑 • 在学証明書 • 教科用図書給与証明書	校区外通学を希望する場合は、二町 教育委員会(2階 教育委員会)へ ご相談ください。	生涯教育課 2階4番窓口
水道料金	岐南町水道料金事務センターへご連絡く ださい。	岐南町水道料金事務センター 八剣北4丁目89番地三起第一ビル1階 西 ☎ 259-3700	水道課 4階1番窓口

※転入届は住所異動のみで、本籍地の異動には戸籍届出が必要となります。詳しくは、住民課窓口におたずねください。

お知らせ

岐阜県内下記の市町で、戸籍・住民票や税務証明書(所得課税証明書等)などの各種証明書の相 互発行を行っています。証明等が必要な方は、各自治体の住民窓口にお尋ね下さい。

必要なもの

印鑑(認印)と運転免許証やパスポート等(申請者が確認できるもの)

• 広域提携地区

岐阜地域(岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡(岐南町・ 笠松町)・本巣郡(北方町))

中濃地域(関市・美濃市)

西濃地域(大垣市・海津市・養老郡(養老町)不破郡(垂井町・関ヶ原町)・安八郡(神戸町・輪之内町・安八町)・揖斐郡(揖斐川町・大野町・池田町))

▼501-6197 岐南町役場 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地				
【 各 課 直 通 ダ イ ヤ ル 】				
1階	住 民 課 tel.058-247-1333	福 祉 課 tel.058-247-1348		
	保険年金課 tel.058-247-1341	健康推進課 tel.058-247-1321		
2階	税 務 課 tel.058-247-1397	徴 収 課 tel.058-247-1382		
	経済環境課 tel.058-247-1370	生涯教育課 tel.058-247-1395		
3階	総 務 課 tel.058-247-1331	企画財政課 tel.058-247-1394		
4階	建 設 課 tel.058-247-1332	水 道 課 tel.058-247-1371		
水道料金事務センター tel.058-259-3700				

は料金事務センター tel.058-259-3700

〒501-6011 岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階西



岐南町民憲章

わたしたちのまち岐南町は、岐阜県の表玄関です。

わたしたちは、この郷土を心から愛し、豊かで住みよい健康な都市づく りのため、この憲章をさだめ、次のことがらを生活のよりどころとして、 力強く前進していきましょう。

- ◎ たがいに助け合い、楽しいまちをつくりましょう。
- ◎ 働くことに喜びをもち、活気あるまちをつくりましょう。
- ◎ きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- ◎ 青少年に夢と誇りを持たせるまちをつくりましょう。
- ② 教養を高め、文化のかおりたかいまちをつくりましょう。